

高根沢町地方就職支援金交付要綱

令和6年9月25日

告示第112号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了した学生の高根沢町内への移住を伴う県内就職を支援するため、栃木県と共同して実施する地方就職学生支援事業（以下「事業」という。）に関して、予算の範囲内において地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、栃木県移住支援事業・地方就職学生支援事業実施要綱（平成31（2019）年4月23日付け地振第16号）、高根沢町補助金等交付規則（平成21年高根沢町規則第1号。以下「規則」という。）及び高根沢町補助金等の交付に関する規程（平成21年高根沢町訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費)

第2条 支援金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 就業先の企業等への採用面接又は採用試験（合同企業面接を除く。以下「面接等」という。）に要した往復交通費（自家用車を利用した場合を除く。以下「交通費」という。）
- (2) 高根沢町に移住する際に要した引越費用（家財道具等の運送費用に限る。以下「移転費」という。）

(交付金額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 交通費 交通費に2分の1を乗じて得た額（就業先の企業等から面接等に要した交通費の支給を受けた場合は、交通費から当該支給を受けた交通費を控除した額に2分の1を乗じて得た額）とし、5,390円を限度とする。
- (2) 移転費 移転費の総額（就業先の企業等から移転費の支給を受けた場合は、移転費から当該支給を受けた移転費を控除した額）とし、66,000円を限度とする。

2 前項第1号の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 支援金の交付回数は、交通費及び移転費について、それぞれ1人1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 支援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住等に関する要件として、次のアからウまでのいずれにも該当すること。
 - ア 移住元に関する要件として、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当すること。
 - （ア） 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条

件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業し、又は修了していること（交通費に係る申請の場合は、卒業見込みであることを含む。）。

（イ） 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件として、次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当すること。

（ア） 高根沢町に移住した者であること（交通費に係る申請の場合は、次号に掲げる条件を満たす企業等に就職することが内定し、移住する見込みである場合を含む。）。

（イ） 支援金の交付申請日において、大学等の卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費に係る申請をする場合は、就業開始予定日前1年以内であること。

（ウ） 支援金の交付申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費に係る申請をする場合は、次号に掲げる条件を満たす企業等に就業し、かつ、転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）の日（以下「転入日」という。）（住民票を移さず転出（同法第15条の3第1項に規定する転出をいう。以下同じ。）をしていた者については、就業開始日）から1年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当すること。

（ア） 高根沢町暴力団排除条例（平成24年高根沢町条例第5号）第2条第4号に規定する暴力団員等の反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力との関係を有していないこと。

（イ） 日本人であること、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ） 栃木県又は高根沢町が支援金の交付対象として不適当と認めた者でないこと。

（2） 就業に関する要件として、次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 就業先に関する要件として、次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当すること。

（ア） 東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業し、又は修了してから1年以内に就職していること。ただし、在学中に交通費に係る申請をする場合は、1年以内に就職する見

込みであること。

- (イ) 勤務地が栃木県内に所在すること。
- (ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。
- (エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (オ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

イ 就業条件に関する要件として、次の（ア）から（エ）までのいずれにも該当すること。

- (ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。ただし、在学中に交通費に係る申請をする場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (イ) 栃木県を中心とした勤務を基本とする採用であること。
- (ウ) 東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない採用であること。
- (エ) 在学中に交通費に係る申請する場合は、（ア）から（ウ）までの条件に該当する者として採用される予定であること。

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 交通費のみに係る申請にあつては、次に掲げる書類
 - ア 地方就職支援金交付申請書（交通費分）（様式第1号）
 - イ 交通費の領収書
- (2) 移転費のみに係る申請にあつては、次に掲げる書類
 - ア 地方就職支援金交付申請書（移転費分）（様式第2号）
 - イ 移転費の領収書
- (3) 交通費及び移転費の両方に係る申請にあつては、次に掲げる書類
 - ア 地方就職支援金交付申請書（交通費及び移転費分）（様式第3号）
 - イ 交通費の領収書及び移転費の領収書
- (4) 内定・就業証明書（様式第4号）
- (5) 卒業・修了日が記載された卒業・修了証明書（在学中に交通費に係る申請をする者にあつては、卒業学年が確認できる在学証明書（学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に大学等による加筆・押印があるものに限る。））
- (6) 写真付き身分証明書の写し
- (7) 移住元の住所を確認できる書類
- (8) 支援金の振込先となる口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、支援金を交付すると決定したときは、速やかに地方就職支援金交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により、支援金を交付しないと決定したとき、又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができないときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条第2項の規定により支援金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が支援金の交付を受けようとするときは、規則の様式第3号により支援金の交付を請求しなければならない。

(返還請求)

第8条 町長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、交付した支援金全額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして、高根沢町が栃木県と協議して認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

(2) 在学中に交通費に係る申請をする場合にあっては、支援金の交付申請日から1年以内に第4条第2号の就業に関する要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(3) 在学中に交通費に係る申請をする場合にあっては、支援金の交付申請日から1年以内に高根沢町に転入をしなかった場合(住民票を移さず転出をしていた場合であって、交付申請日において既に高根沢町に住民票がある場合を除く。)

(4) 就業開始日から1年以内に第4条第2号の就業に関する要件を満たす職を辞した場合(退職日から3か月以内に当該要件を満たす栃木県内の別の企業等に就業する場合を除く。)

(5) 高根沢町への転入をした日から1年以内に高根沢町から転出をした場合(住民基本台帳法第24条の規定による届出をせずに転出していた者については、第4条第2号の就業に関する要件を満たす就業先への就業開始日又は支援金の交付申請日のいずれか遅い日から1年以内に高根沢町から転出した場合)

(報告及び立入調査)

第9条 町長は、事業が適切に実施されたかどうかなどを確認するため必要があると認めたときは、交付決定者に事業に関する報告及び立入調査を求めることができるものとする。

2 町長は、交付決定者が報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものとみな

し、支援金の交付決定の取消し又は返還請求を行うものとする。

(交付申請及び返還に係る情報提供)

第10条 町長は、事業の円滑な実施又は国への実施状況の報告等のため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める情報を速やかに栃木県、栃木県内の市町、他の都道府県（当該都道府県内の市区町村を含む。）及び国に提供し、又は確認することができるものとする。

(1) 第5条に規定する交付申請があった場合 支援金の申請情報

(2) 第8条に規定する返還請求を行う場合 支援金の返還対象者に関する情報

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、高根沢町が栃木県と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条第1項の規定により支援金の交付決定を受けた者については、第8条から第10条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。